

○農林水産省告示第二百十五号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十八条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パイナップル及びいよかん並びに令和九年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第八条に規定するかんきつ類の果樹をいい、いよかんを除く。）に係る同法第百四十八条第二項の農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

令和七年二月三日

農林水産大臣 江藤 拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

- 1 農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 148 条第 2 項の農林水産大臣が定める金額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額とする。
 - 一 過去 4 年間に於ける果実の年産ごと類区分（法第 148 条第 5 項の規定により農林水産大臣が細区分を定めた類区分については、当該細区分。以下「類区分等」という。）ごとの平均的な 1 キログラム当たり販売金額について、農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号。以下「規則」という。）第 119 条第 3 項第 3 号に規定する書類、同号に規定する帳簿及びこれらの関係書類（以下「書類等」という。）により把握できる者が、同号に掲げる者として全相殺減収方式（同条第 1 項第 1 号に規定する全相殺減収方式をいう。以下同じ。）を選択する場合 共済目的の種類ごとの別表 1 に定める金額又は当該類区分等ごとの平均的な 1 キログラム当たり販売金額のいずれか低い金額
 - 二 全相殺減収方式（規則第 119 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者が選択する全相殺減収方式に限る。）、全相殺品質方式（同条第 1 項第 2 号に規定する全相殺品質方式をいう。）及び半相殺方式（同項第 3 号に規定する半相殺方式をいう。）を選択する場合 別表 2 に定める金額
 - 三 全相殺減収方式（規則第 119 条第 3 項第 3 号に掲げる者が選択する全相殺減収方式に限り、第 1 号に掲げる場合を除く。）及び地域インデックス方式（規則第 119 条第 1 項第 4 号に規定する地域インデックス方式をいう。）を選択する場合 次に掲げる金額
 - イ 申込者（法第 147 条の規定により共済関係の成立の申込みをした者をいう。以下同じ。）が栽培する共済目的の種類について細区分が定められている場合に於ては、当該共済目的の種類ごとに、当該申込者が栽培する品種が属する細区分ごとの別表 2 に定める金額を、当該品種が属する細区分ごとの栽培面積により加重平均して得た金額
 - ロ 申込者が栽培する共済目的の種類について細区分が定められていない場合に於ては、別表 2 に定める金額
- 2 前項第 1 号の平均的な 1 キログラム当たり販売金額は、過去 4 年間に於ける申込者の書類等から得られる年産ごと、類区分等ごとの販売金額を、当該年産ごと、類区分等ごとの販売した数量で除して得た金額を基礎として算定した金額とする。

別表 1

収穫共済の 共済目的の種類	果実の1 kg当たり価額	
	価額	左欄に掲げる 価額が適用と なる地 域
うんしゅうみかん	1, 0 6 2 円	全国
なつみかん	1 2 4 円	
いよかん	1 3 1 円	
指定かんきつ	6 1 3 円	
りんご	5 4 1 円	
ぶどう	3, 3 8 8 円	
なし	7 4 4 円	
もも	8 4 4 円	
おうとう	1, 9 8 2 円	
びわ	1, 1 0 2 円	
かき	4 3 8 円	
くり	1, 1 1 9 円	
うめ	4 6 2 円	
すもも	8 1 7 円	
キウイフルーツ	6 9 0 円	
パインアップル	9 3 円	

都道府県名	秋 田 県
-------	-------

収穫共済の 共済目的の種類	細区分	果実の1 kg当たり価額	
		価額	左欄に掲げる 価額が適用と なる 地 域
りんご	1 群	1 8 1 円	秋田県の区域
	2 群	1 9 1 円	
	3 群	1 9 1 円	
	4 群	6 0 円	
	5 群	3 1 0 円	
ぶどう	1 群	4 2 5 円	秋田県の区域
	2 群	3 2 3 円	
	3 群	1, 3 8 0 円	
	4 群	8 7 6 円	
	5 群	3 2 4 円	
	6 群	4 3 8 円	
なし	1 群	3 6 1 円	秋田県の区域
	2 群	3 6 0 円	
	3 群	9 8 円	
	4 群	4 0 9 円	
	5 群	1 6 7 円	
おうとう	1 群	1, 9 4 4 円	秋田県の区域
	2 群	1, 0 8 2 円	